

【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】

長岡市のチェック欄です。
何も記入しないでください。

必要な書類の一覧		確認欄
①	被相続人の住民票の除票の写し（原則コピー不可） ※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合は、当該被相続人の戸籍の附票の写し 住民票のある市区町村の役所で入手します。（長岡市の場合は市民課）	
②	申請被相続人居住用家屋の相続人の住民票の写し（原則コピー不可） （相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前）から申請被相続人居住用家屋の譲渡の時までの住所がわかるもの） ※住民票の写しでは相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前）の住所が確認できない場合（従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等）は、当該相続人の戸籍の附票の写し 住民票のある市区町村の役所で入手します。相続人全員分の書類が必要です。	
③	申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の「譲渡の時」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書のコピー等 ※売買契約書で申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の引渡しがあった日が確認できない場合は登記事項証明書等（その譲渡の時期を確認できるもの） 売買契約書のコピーなどです。譲渡の時（原則として引渡日）を確認する必要があり、「引渡日は代金受領日」など、日にちが明記されていない場合は、当該代金の支払いの記録なども必要になります。	
④	相続又は遺贈による申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得をした「相続人の数」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合は（i）、取壊し、除却又は滅失の場合は（ii）のいずれか 登記事項証明書及び閉鎖事項証明書は、最寄りの法務局で入手します。オンライン登記情報提供サービスで入手したのも有効です。	
(i)	申請被相続人居住用家屋及びその敷地の登記事項証明書等（原則コピー不可） ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等	いずれか該当するもの
(ii)	申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書等（原則コピー不可） ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等	
⑤	申請被相続人居住用家屋が「耐震基準に適合することとなった時」又は「取壊し、除却又は滅失の時」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合は（i）、取壊し、除却又は滅失の場合は（ii）のいずれか	
(i)	耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書のコピー及び申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった日（耐震改修工事の完了日）が確認できる書類として、工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等 耐震基準適合証明書（市及び国土交通省 HP に様式あり）又は建築住宅性能評価書のコピー、工事請負契約書のコピー、工事費用の請求書や領収書等のすべてが必要書類となります。家屋の買主が工事を行う場合、書類の入手には買主の協力が必要です。	いずれか該当するもの
(ii)	申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書（原則コピー不可） ※申請被相続人居住用家屋が未登記の場合は解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等（その取壊し等をした時期及び対象を確認できるもの） ④(ii)で閉鎖事項証明書を添付している場合、重ねて添付する必要はありません。	
⑥	申請被相続人居住用家屋及びその敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」を証する書類として以下の（i）～（iii）のいずれか（複数の書類が提出された場合は、当該複数の書類の全て）	
(i)	電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの 供給事業者から入手します。相続後に使用中止したものが有効です。	いずれかひとつ
(ii)	申請被相続人居住用家屋の相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面 ※コピー可、宅地建物取引業者による広告が行われたものに限る 相続～譲渡の間に公開されていたチラシやホームページ上の広告のコピーなどです。	
(iii)	所在市区町村が、申請被相続人居住用家屋が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」及び申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類 相続～譲渡の間に発行された空き家バンク登録決定通知書などが考えられます。	

⑦	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の(i)～(iii)の全ての書類	
(i)	<p>介護保険の被保険者証のコピーや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証のコピー等(※)、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類</p> <p>※その他要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等でも可とする。</p> <p>介護保険の被保険者証、障害福祉サービス受給者証などです。 認定を受けていたことが確認できる公的な書類や、入所していた施設の記録なども考えられます。</p>	
(ii)	<p>施設への入所時における契約書のコピー等、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類</p> <p>(ア) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(イ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院</p> <p>(ウ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅((ア)の有料老人ホームを除く。)</p> <p>(エ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設(同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。)又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居</p> <p>入所していた施設の入所契約書のコピーなどです。</p>	
(iii)	<p>被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを証する書類として以下のいずれか(複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て)</p> <p>(ア) 電気、水道又はガスの契約名義(支那人)及び使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類</p> <p>※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの</p> <p>⑤(i)と同じものです。すでに添付している場合、重ねて添付する必要はありません。</p> <p>(イ) 申請被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録(老人ホーム等が保有するもの)のコピー等</p> <p>入所していた施設で入手します。</p> <p>(ウ) その他要件を満たしていることを認めることができるような書類(※9)</p> <p>()</p> <p>(iii)のA、いずれも提出できない場合は、長岡市都市政策課までご相談ください。</p>	いずれかひとつ
⑧	<p>申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は当該家屋を取壊し等することを約したことが分かる売買契約書等のコピー(※10)</p> <p>③で、この内容が記されたページを含む売買契約書のコピーを添付している場合、重ねて添付する必要はありません。こうした特約等がない場合は、長岡市都市政策課までお問い合わせください。</p>	
備考	<p>(例:空家等対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく空家等に関するデータベースから確認できた内容、上記書類によって確認ができなかった場合(該当する確認欄に「※」を記載すること。)において代替書類・補完書類及びヒアリング内容・申請者の申立てにより確認できた内容 等)</p>	

⑦は、被相続人が老人ホーム等で亡くなった場合に必要です。

いずれかひとつ

(※9) 申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中止日を認める書類の提出があったが当該書類で契約名義(支那人)が明確とならなかった場合(すなわち、家屋の一定使用は認められるが、事業の用に供されていないことが確認できない場合)の書類として、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。

(※10) 本書類の提出がないことをもって、所在市区町村による被相続人居住用家屋等確認書の交付が妨げられるものではないため、書類の提出が困難な場合には所在市区町村に相談すること。